

長崎県教科用図書選定審議会規則

昭和39年4月1日長崎県教育委員会規則第4号
最終改正 平成29年3月7日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「施行令」という。)第10条の規定に基づき、長崎県教科用図書選定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員の任期は、4月1日から8月31日までとする。

2 施行令第9条第2項に規定するもののほか、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者(以下「特定の教科書発行者と関係を有する者」という。)は、審議会の委員となることができない。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員の発議により出席した委員の過半数で議決したときは、秘密会とすることができる。

5 前項の規定による委員の発議は、討論を行なわないでその可否を決しなければならない。

(調査員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため、調査員若干名を置く。

2 調査員は、教育に関し専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び特定の教科書発行者と関係を有する者は、調査員となることができない。

4 調査員は、当該事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、義務教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29・3・7・教育委員会規則第2号抄)

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。